

せっぺ翔べ

【第15号】

令和6年1月

目次

会長新年の挨拶	1
鹿児島SRの行事	2
社労士試験合格者発表	3
法改正	6
事業所拝見「せっぺ翔べ わが社」	7・8
辻先生の労働講座5	9・10
シリーズ鹿児島の祭り	11



題字 宮里一葉

「冬景 霧島連山」

写真提供:公益社団法人 鹿児島県観光連盟



新年のあいさつ

鹿児島SR経営労務センター
会長 山野 高廣



あけましておめでとうございます。

昨年12月15日で、鹿児島SR経営労務センターは、18周年を迎えました。人でいうと高校を卒業し、大学進学・就職等大きな人生の転換点を迎える時期でございます。この18年間を振り返れば、草創期は財政面で苦労いろいろな工夫をしたこと、事務所移転に伴う苦労、コロナ禍による苦難、最近ではソフト会社へのサイバー攻撃によりパソコンでの作業ができず手作業で年更の処理をしたこと等々、様々な困難な状況がございました。しかしながら、苦労をあまり感じず楽しく会運営をしてこれたのは、ひとえに会員の皆様の暖かいお力添えであったと心より感謝しております。

コロナ禍より日常を取り戻す中、本年は一步前進の年にして参りたいと思います。会員の皆様には、ご苦労をおかけいたしますが、本年もよろしくお願い申し上げます。



社労士会員の動向(令和5年4月～)

入会	中原 智史	法人入会	社会保険労務士法人 SWOOSH
	石神 啓介		
	日高 泰治		社会保険労務士法人 水口労務管理事務所
	伊達 伸一郎	退会	芝野 彩
社労士会員 104名 社労士法人会員 9法人 (令和5年11月15日現在)			

●日高 泰治さん

実は、登録前からお世話になっております。そうです、社労士受験講座です。3年通い合格を勝ち取ることが出来ました。引き続きお世話になっております。事務組合が社労士の養成とは言っても、合格後まで手が回らない現状とは思いますが、折角ですので鹿児島県社労士県会の発展のためにもアクションが欲しいところです。

さて、登録となって、社労士事務所に在籍していたわけでもなく、何から、、、でした。目の前の何かにする気持ちでセンター登録をしたところですが、オンラインの研修、総会と懇親会、算定基礎の研修会、事務組合研修会への参加、百聞は一見に如かずではないですがとにかく参加可能なものは参加をしてきました。未手続一掃事業は、夏に1先、冬に3先頂きました。有難い取り組みです。

一見(経験)そして百聞、色んなところに顔を出したいと思っております。先生方にはご迷惑、ご面倒でしょうが、もっとお聞かせ下さい。栄養分の補給、と思っています。ひとりでも多くの活躍できる、人のためになる社労士の一員を目指して。

第22回西日本交流会

令和5年10月20日、高知市の三翠園にて開催された西日本SR経営労務センター交流会に参加させていただきました。交流会には西日本の府県より24団体のSR関係者の他、全国社会保険労務士会連合会より大野実会長も出席され、「各SRの懸案事項とそれに対する対応状況、対策」という議題の元、情報交換と協議が行われました。

今回の交流会において協議の中心となったのは、今年度の年度更新事務に大きな影響をもたらした某システムのサーバー障害に関する事案でした。当会においては、事務局の事前準備により被害が深刻化することはありませんでしたが、他府県のSRでは影響を受けたとおっしゃる方もいらっしゃいました。そしてシステム運営企業への不信感やこのまま任せて良いのか、他のシステムを使用しているSRへのシステムの使用感の確認など活発な議論がなされました。

交流会終了後には懇親会が開催され、普段接する機会の無い他SRの方と情報交換を行うことができ、有意義な交流会となりました。



年末調整セミナー

令和5年11月6日、年末調整セミナーを開催しました。

講師は当センターの社労士講座卒業生でもある、税理士の稲本ちほみ先生でした。

講義だけでなく、書類をもとに還付金額を計算するなど年末調整の仕組みと手順を実践的に学ぶことが出来ました。

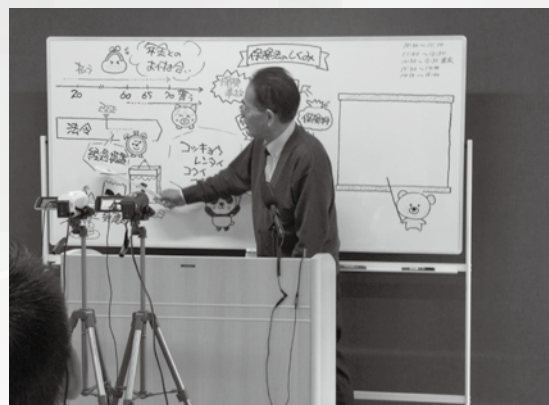
受講生からも、事例に沿った丁寧な説明で非常理解しやすかったと好評でした。



入門講座開講

令和5年10月15日より、社会保険労務士講座の入門講座が開講しました。

当センターが誇る講師陣により、社労士試験に向けて基本的なことを分かりやすく解説。また講座説明会も行い、令和5年度社労士試験に合格した受講生が試験に対する心構えや勉強方法といった体験談をお話しし、受験に向けてとても参考になる内容でした。



鹿児島SR経営労務センター 社労士試験講座令和5年度社労士試験5名合格!

10月に第55回社会保険労務士試験の合格発表がありました。今年度も当講座からは5名の方が合格しております。合格された方の、今後の社会保険労務士としてのご活躍を期待いたしております。





山中 康弘さん

工学部出身のため、馴染みのない法律用語の理解からのスタートでした。SR講座様には、2023年の2月から科目別テストと直前対策講座でお世話になり、2回目受験での合格です。

まず1年目の学習について。10月からの遅い開始だったため、全科目を1周したときには、既にもう春頃になっていました。2周目の労基に戻ったときに、学習した記憶すらなくなって愕然としたことが強く印象に残っています。そうした中でも、ひたすらテキスト読み、過去問演習を繰り返し、7月の模試までにはなんとかA判定を取れるようにはなれました。ただ、択一式に自信がつくにつれて、選択式に対する不安は増していくことに。

結果、総合点はクリアしたものの、選択式の雇用と社一で2点基準点割れとなりました。合格発表までは、基準点引き下げのわずかな可能性を期待し、リフレッシュも兼ねて、思い切って学習は休みに。不合格が確定してからも、すぐに学習は再開せず、まずは不合格原因の洗い出しや合格者の体験記を読み、学習方法を調べました。

【不合格の原因(選択式)】

- 基礎的な問題を落としている(基本が徹底されていれば3点は取れる問題でした)
- 丁寧に問題を解きすぎ、時間が不足(模試では時間が余っていたので想定外でした)
- 白書、統計、判例対策の不足(これは1年目はしょうがないかと思います)

また、合格された方はテキストの精読を繰り返し、条文ベースでの理解に努めている方が多いということに気がきました。

そこで2年目は、選択式で極力ミスしないための学習の計画を考えることに。

①模試が始まる5月初旬までには全科目を仕上げる。一答一問形式の過去問も4月をもって封印。

②4～8月の直前期まで精読ができるように、テキストに情報を一元化。直前期の自分にメッセージを残すつもりで、答練や模試の解説などを書き込んでいきます。5月以降は、ほぼ精読をメインに学習し、本試験までに8周行えました。

③試験慣れをする。1年目は模試を2回受けただけでした。「模試の受け過ぎはダメ」が定説ですが、5月以降のアウトプット演習として、2年目は大手3社を含めトータル13回受けました。(←異論は多いかもしれませんが、有効に活用できました) 模試の利用方法としては、本番に近い緊張感を出すために、正解がはっきりと分かる選択肢があっても飛ばさず、全肢を解くように。こうすることで制限時間などによるプレッシャーをかけられますし、採点後の復習も1～2時間で終わります。

④白書統計判例対策。1年目の資料を使い、早くから取り組みました。メイン科目に負荷をかけないように、メイン科目のすき間時間や休憩時間などに1年かけて少しずつ行います。

⑤メンタル対策。これも重要な気がします。瞑想、毎朝の散歩、筋トレなどで気持ちを整える訓練を。また、弱気になったときはパワーソングを学習前に聴き、気持ちを奮い立たせてから学習しました。

SR講座様の選択式・数字論点・判例対策講座などは、直前期の学習として非常に役立ちました。

辻先生の語呂合わせの数の多さには驚かされました。その中でも一番記憶に残っているものは、「さんま、いっちょ上がり、さんま」です。間違いやすい論点でしたので、非常に助かりました。

また SR 講座の模試を受けた際には、比嘉先生の「ポジティブシンキング」のお言葉にも、強く勇気づけられました。辻先生をはじめ、熱心な事務局の皆様をサポートのおかげで合格できたものと感謝しております。大変お世話になり、ありがとうございます。

SR講座受講生の皆様の努力が報われ次回本試験で合格を成し遂げられること、また鹿児島SR経営労務センター様の益々のご発展を願っております。



畠中 晴喜 さん

「6回目の受験、ついに合格できました！」

令和5年度の社会保険労務士の試験に合格することができました。

振り返ると、5年お世話になりました。

最初の挑戦はテキストを購入しての独学。何もかもがチンプンカンプンなまま臨んだ自身最初の試験はマークシートを埋めることすら出来ず、当然不合格。このままではダメだと思い、知り合いの社労士の先生に相談し、良い講座があると紹介していただいたのがSRだった。SR一年目、予習復習だけは欠かさなかったが、ついていくので精一杯。だが講座のおかげで、二回目の受験は、正誤はともかく、全ての問題に解答することができた。

SR二年目、前年の積み重ねはあるが、まだ知識、理解不足があり。直前に苦手科目を復習し、何とか

戦える状態で試験に臨んだ。だが、復習に必要な時間が足りず攻略しきれなかった健康保険法の択一式で1点足りず不合格。後から思うとこの1点を意識し過ぎて、知らず知らず気持ちが守りに入ったように思う。そのせいか、自分が挑戦者であることを忘れ、気持ちが受け身になってしまい、翌年、その翌年と試験直前に不安で眠れなくなり、万全な体調で受けることができなくなってしまった。

今回「自分は挑戦者である」と改めて自覚し、攻める気持ちを忘れないよう意識して試験の日まで過ごすようにした。

それでも試験が近づくと、失敗を思い出し、不安が募る。

比嘉先生の励ましとアドバイスが心の支えとなり、試験の前日はしっかりと睡眠を取ることができたおかげで、当日も力を出し切ることができた。

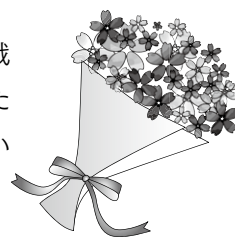
講師の先生方、本当にありがとうございました。

辻先生、園田先生、比嘉先生ありがとうございました。

講座を設け、運営してくださった山野先生、SRの皆さんありがとうございました。

到底、自分一人では成し遂げることはできなかったと思います。

最後に、無茶と思われる挑戦を応援してくれ、心配をかけた家族にもありがとうと伝えたいと思います。



社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間

2023年12月1日午後4時～ 2024年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。申込Webサイトへは(有)エス・アール・サービスHPからアクセスできます。※サイバーリスク保険(特約)も好評販売中！
毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切



取扱代理店 有限会社エス・アール・サービス ☎ 03-6225-4873

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 広域法人部法人第二課 ☎ 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款。東京海上日動火災保険(株)お申込みWebサイトよりご覧ください。)によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービス ホームページ <https://www.sr-service.jp>

法改正

労働条件明示のルール変更(令和6年4月1日施行)

全ての労働者に対する明示

①就業場所及び従事すべき業務の変更の範囲

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所及び従事すべき業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になる。

【労働条件通知書記載例】

就業場所	(雇入れ直後)〇〇市〇〇町(本社) (変更の範囲)〇〇県内(支店・営業所)
従事すべき業務の内容	(雇入れ直後)総務業務 (変更の範囲)総務、経理、営業業務

※雇入れ直後の就業場所及び従事すべき業務に加え、将来の配置転換などによって変わり得る就業の場所及び業務の範囲(変更の範囲)についても明示が必要となる。

有期契約労働者に対する明示

②更新上限

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間又は更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になる。

③無期転換申込機会

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になる。

④無期転換後の労働条件

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になる。

【労働条件通知書記載例】②③④

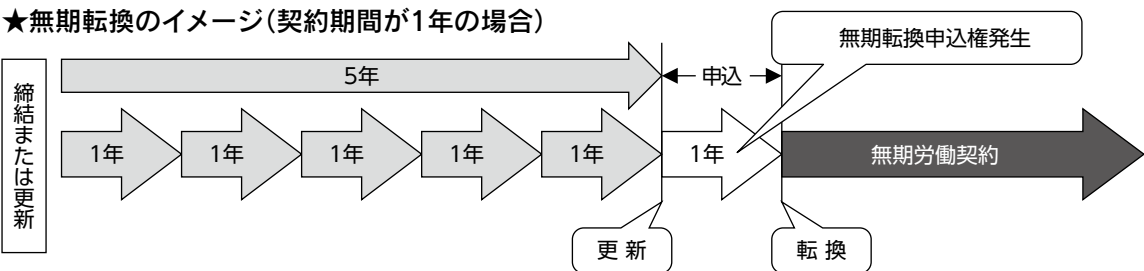
契約期間	更新上限の有無(無・有(更新 回まで/通算契約期間 年まで))※②
	「労働契約法に定める「通算契約期間」が5年を超える有期労働契約の締結の場合」 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをしたときは、本契約期間の末日の翌日(年 月 日)から、無期労働契約での雇用に転換することができる。※③ この場合の本契約からの労働条件の変更の有無(無・有(別紙のとおり))※④

※②更新の条件を新設・短縮する場合、あらかじめ理由を説明することが必要となる。

※③④初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も、有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要となる。

無期転換ルールは、同一の使用者(企業)との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者(契約社員、アルバイトなど)からの**申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルール**のことです。契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。有期契約労働者が使用者(企業)に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します(使用者は断ることができません)。

★無期転換のイメージ(契約期間が1年の場合)



事業所拜見



せっぺ翔べわが社

有限会社 田中かまぼこ店

代表取締役 田中 健太

〒899-5221

鹿児島県始良市加治木町港町33

Tel 0120-19-2218 Fax 0120-80-0057

営業時間9:00～17:00 定休日:日曜日

ホームページ <https://www.agezukushi.co.jp>

企業理念

大切な人へ、伝えたくなる、ものづくり。

■代表より

『田中蒲鉾店』は終戦前(1943年頃)、初代である私の祖父が兄弟でかまぼこやさつま揚げを串木野で作ったことから始まります。尋常小学校を卒業以来、奉公先であるかまぼこ屋で習得した技術を生かしての開業でした。

戦時中は、兵隊として戦地にも派遣されていたため店を一旦閉めました。終戦後、現在店を構える始良市加治木町に移転し、まずは「魚屋」をはじめました。

魚屋を営む中で残った魚を使ってかまぼこやさつま揚げを作ることから、また新たな『田中蒲鉾店』がスタートします。

初代は、「甘くなく、ごまかしの効かない本当の美味しさ」を追求し、水・塩・糖などの原材料に強いこだわりを持っていました。そして、できたのが現在の田中蒲鉾店のさつま揚げです。

おかげさまで田中蒲鉾店は地元のお客様に親しまれ、またそのお客様がまた別のお客様へ紹介されて…を繰り返し、今では全国各地のお客様からご愛顧いただいております。お客様へは、ただただ感謝の思いしかございません。

私で三代目となりますが、祖父から父へ受け継がれた味を守り、安心、安全、美味しいさつま揚げを皆様にお届けできるよう、日々心を込めて作らせていただきます。

人は美味しいものを食べると感動します。そして、それを大切な人に伝えたいと思う。

それが、『田中蒲鉾店のさつま揚げ』だと皆様から選んでいただけるよう、伝統を大切に、されど伝統に甘んじることなく挑戦し続け、新たな感動を生み出せる会社を目指していきたいと思えます。



■商品について

店頭では量り売りで、好きなさつまあげを1枚からお選びいただけます。定番のさつまあげのほか、春はたけのこ、夏はゴーヤ、秋はしいたけなど季節限定のさつまあげもご用意しております。春夏秋冬、移ろいゆくさつまあげをお楽しみください。ギフト包装対応しておりますので、大切な方への贈り物にもぴったりです。オンラインショップよりお取り寄せも可能ですので、ぜひご覧になってください。

田中蒲鉾店6つのこだわり



1 / 厳選した上質なすり身

主に北海道・アラスカ沖で獲れるスケソウダラを使用。季節により産地や魚種は変わりますが、上ランクのすり身を厳選しています。



2 / ミネラルたっぷりの塩

天日塩を沖縄の海水で溶かし、平釜でじっくりと煮詰めて再結晶させた塩を使用。ミネラルが豊富に含まれている塩です。



3 / しっとり食感のための水

マイナス電子をチャージした「電子水」は、水の粒子が細かいため、さつま揚げの生地にすっとよくなじみ、しっとりした食感に。



4 / 自然豊かな喜界島の粗糖

鹿児島県の離島・喜界島産の粗糖。自然豊かな土地で、太陽の光をたっぷり浴びて育った、さとうきびから丁寧につくられています。



5 / みずみずしさを保つでん粉

さつまいものでん粉は鹿児島県産の「こなみずき」を採用。もちもちした食感になり、みずみずしさを保ってくれます。



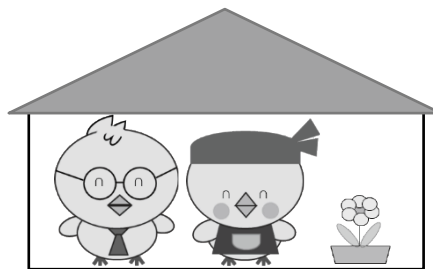
6 / ヘルシーでやさしい油

キャノーラ油にマイナス電子を付加した「電子油」を使用。酸化しにくいので胃もたれもしにくく、身体にやさしい油です。

パートタイマーと 社会保険

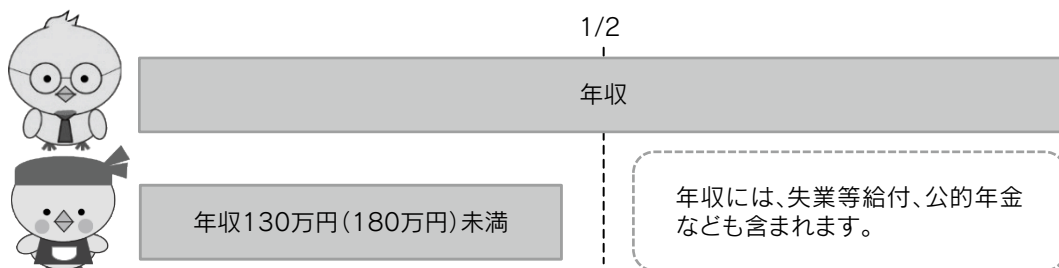
辻先生の労働講座⑤

Q&A



Q1 妻が同居の夫の健康保険の扶養に入るための要件を教えてください。

A1 ご夫婦が同居している場合は、次の2つの要件を満たす必要があります。
 ①妻の年収が130万円未満(妻が60歳以上の場合は、180万円未満)であること。
 ②妻の年収が夫の年収の2分の1未満(注)であること。
 注)妻の年収が夫の年収の2分の1以上であっても、夫の年収を上回らず、世帯の生活状況を総合的に判断して、夫の収入が生計の中心と認められれば、扶養に入ることができる場合があります。



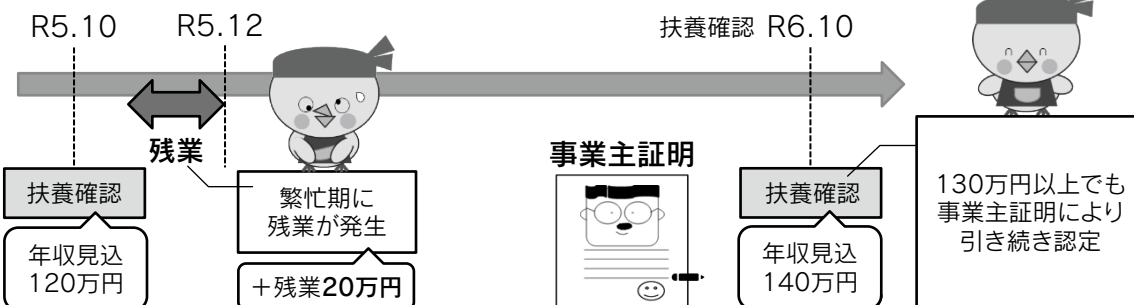
Q2 この場合の「年収」とは、いつからいつまでの年間収入のことですか？

A2 「年収」とは、扶養に該当する日以降、及び認定された日以降の年間収入の見込み額のことをいいます。この年間収入の見込額は、過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとされています。
 例えば、給与収入の場合、月額108,333円(≒130万円÷12か月)以下であることが一つの基準とされています。

Q3 一時的に年収130万円以上になっても、会社の証明があれば引き続き扶養のままにすることができると思いますが、本当ですか？

A3 繁忙期に残業が増えたこと等によって収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養のままでいることができます。
 ただし、原則として、連続2回までを上限とすることとされています。

例)月の給与が10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増となった場合



Q4 パートタイマーの社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入要件を教えてください。

A4 勤務先の企業規模(その企業の厚生年金保険の被保険者数)により異なります。具体的には次のとおりです。

【企業規模100人以下】の場合 注)令和6年10月からは、「50人以下」「1週間の所定労働時間と1か月の所定労働日数の両方が、正社員の4分の3以上の方」は、社会保険に加入することになります。
例えば、正社員の1週間の所定労働時間が40時間、1か月の所定労働日数が24日の場合、「1週間の所定労働時間が30時間以上、かつ、1か月の所定労働日数が18日以上」であれば、健康保険と厚生年金保険に加入することになります。

【企業規模101人以上】の場合 注)令和6年10月からは、「51人以上」「次の4つの要件を全て満たす方」は、社会保険に加入することになります。
①1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
②2か月を超える雇用見込みがあること。
③所定内賃金が月額88,000円以上であること。
④学生でないこと。

なお、たとえ「年収130万円未満」であっても、上記の要件に該当する場合は、扶養から外れることになります。

Q5 社会保険に加入するメリットについて教えてください。

A5 主なものは、次のとおりです。

健康保険に加入することで…

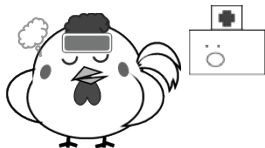


産前産後休業期間中に
「出産手当金」がもらえる



例) $18\text{万円} \div 30 \times 2/3$
= 約4千円(日額)

1日あたりの給与の約3分の2
(約100日分)

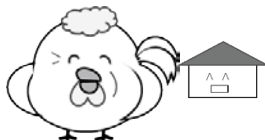


傷病等休業期間中に
「傷病手当金」がもらえる



1日あたりの給与の約3分の2
(同一傷病で通算1年6月間)

厚生年金保険に加入することで…



老齢基礎年金に加えて
「老齢厚生年金」がもらえる



例) $200\text{万円} \times 0.55\% \times 20\text{年}$
= 約22万円(年額)

老齢厚生年金の額 ÷
年収 $\times 0.55\% \times$ 加入年数



さつませんたい うらのみょう おおみや
薩摩川内市 入来町 浦之名 大宮神社
いりきかんまい
入来神舞



大宮神社



入来神舞は大宮神社の例祭の11月23日と大晦日に奉納されている。

起源は神話伝承の「隼人舞」^{はやとまい}まで遡るといわれるが、神舞三十六番のうち二十二番の「十二人剣舞」^{つるぎまい}は奈良時代の頃、隼人が宮城の十二門を警護したことを象徴するものと伝えられている。現代の神舞はこれを源流として、長い時をかけ神楽や雅楽などの神事や芸能と融合しながら今日に至っている。

さらに「十二人剣舞」の中には「君が代」の歌詞が朗詠されており、それは「君が代」が国歌として定められる遥か以前の頃からである。「君が代」の歌詞そのものは古今和歌集の詠み人知らずとして納められている和歌である。その歌を入来神舞で朗詠し続け、また薩摩琵琶の楽曲に取り込むなど薩摩藩においては長きに渡り伝え続けた素地がある。薩摩藩士であった大山巖が「君が代」を国歌として定めたとされることも得心の行くことだ。加えて、大宮神社の地名は「日之丸」と云うそうだが、最早何をか云わんや。

戦前に戦後にこの「君が代」については様々に報道され、広く国民の知ることとなる。神舞には猿女舞^{さるめまい}、四方鬼神^{しほうきしん}の舞、田ノ神舞など他の神舞もあり鹿児島県の無形民俗文化財に指定されており、神職や入来神舞保存会の尽力によって継承されている。

写真提供「大宮神社」

鹿児島SR経営労務センター

編集 会報編集委員会 発行人 山野 高廣
〒890-0056 鹿児島県鹿児島市下荒田1-41-8 ユーミーリンクビル202
Tel:099-258-4466 Fax:099-202-0484